

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-29)

別紙1

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|----------------------|------|-----------------|---|-------------------|--|------|---|-------------------------------|
| 施策名 | 目標6-1 環境リスクの評価 | | | | 担当部局名 | 環境安全課 環境リスク評価室 | 作成責任者名 (記入は任意) | 環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価室長 山本 英紀 | | | |
| 施策の概要 | 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価 | | | | 政策体系上の 位置付け | 6.化学物質対策の推進 | | | | | |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> 一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として各施策の策定に活用する。 化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 | | | | 目標設定の 考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画 化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会報告書 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会 | 政策評価実施予定時期 | 令和3年6月 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | |
| 1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数 | - | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | <ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。また、目標値は、過去の実績値を勘案して設定しており、今年度も同程度の水準で着実に調査を実施することとしている。 | |
| 測定指標 | 基準 | 目標 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | |
| 2 環境リスク初期評価実施物質数 | - | 14 | 14 | 14 | 14 | 12 | 14 | 14 | 14 | 過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。 | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | 基準年度 | 目標年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | |
| 3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積) | 132 | 200 | 80 | 100 | 120 | 140 | 160 | 180 | 200 | <ul style="list-style-type: none"> EXTEND2010において、文献や海外での知見を踏まえて、100物質程度を評価の対象として選定することを目標とされており、EXTEND2016においても合計で200物質を選定する。 | |
| | | | 114 | 132 | 155 | 175 | 184 | 198 | - | | |

| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
|----------------|--|------------------|----------------------|------------------|-------|------------|---|----------------------|-----------------------------------|--|---|--|
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | | R2年度 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況 | - | - | R14年度 | - | - | 参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗 | 参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗 | 次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査の推進が不可欠であるため、「調査の推進」を測定指標としている。また、調査の推進には「参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにすること」が必要であるために目標と設定している。さらに、目標を達成するためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。 |
| | | | | | | | 参加者登録及び追跡調査の実施 | 追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施 | 参加者追跡率(97%) 有機フッ素化合物類等の化学分析の実施 | 参加者追跡率(96%)、事業成果の情報発信及びフェノール類化合物類等の化学分析の実施 | 参加者追跡率(95%)、事業成果の情報発信及びフタル酸エステル代謝物等の化学分析の実施 | |
| 達成手段 (開始年度) | | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | | | | | | |
| (1) | 化学物質環境実態調査費(昭和49年度) | 319 (292) | 326 (305) | 368 (341) | 373 | 1 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般環境中の化学物質による残留状況を把握し、各種化学物質関連施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 80調査物質・媒体数の分析を実施し公表する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。 | | | | | 0292 |
| (2) | 化学物質環境リスク初期評価推進費(平成9年度) | 81 (78) | 81 (74) | 83 (79) | 83 | 2 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境リスク初期評価を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施することにより化学物質対策の推進に資する。 | | | | | 0244 |
| (3) | 環境汚染等健康影響基礎調査費 平成28年度までは化学物質の内分泌かく乱作用に関する事業に係る額を記載 | 201 (204) | 201 (195) | 226 (196) | 226 | 3 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の複合影響等についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 化学物質の複合影響等及びについて評価検討を行う 必要な調査研究や試験法の開発等の進展。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズム解明 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。 | | | | | 0291 |
| (4) | 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成22年度) | 5,360 (5,300) | 5,054 (4,913) | 6,421 (6,396) | 5,535 | 4 | <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたって質問票による追跡調査、化学分析等を着実に実施すると共に、その結果を用いたデータ解析を計画的に推進する。 <p><達成手段の目標(R14年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。 | | | | | 0290,0309 |

| | | | | | |
|------------|------------------|------------------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 施策の予算額・執行額 | 5,961 (5,874) | 5,662 (5,487) | 7,098 (7,012) | 6,217 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) |
|------------|------------------|------------------|------------------|-------|-----------------------------------|

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-30)

別紙 1

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|--------------|------|--|--------------|-------------------|----------------|------------|--------------|------------------------------|--|---|--|
| 施策名 | 目標6-2 環境リスクの管理 | | | | | | | | | | 担当部局名 | 環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室 | 作成責任者名 (記入は任意) | 環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価室長 山本 英紀 化学物質審査室長 柳田 貴広 |
| 施策の概要 | 化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。 | | | | | | | | | | 政策体系上の位置付け | 6.化学物質対策の推進 | | |
| 達成すべき目標 | 化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。 | | | | | | | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度 | 政策評価実施予定時期 | 令和3年6月 |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | | 年度ごとの実績値 | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | | | |
| 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与したまたは見直した物質数 | - | 23年度 | - | R2年度 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 化審法においては、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質(数は毎年変動)について、生態毒性に関する有害性評価を着実に実施していく。 |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | | 年度ごとの実績値 | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | | | |
| 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供 | 試験法の調査・検討 | 25年度 | 標準化のためのデータ提供 | R2年度 | 試験法案の作成 | 課題抽出、試験法案の検討 | 課題への対応の検討、試験法案の改善 | 課題への対応、試験法案の検証 | 試験法案の取りまとめ | 標準化のためのデータ提供 | - | - | 化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要であるため。 なお、経済協力開発機構(OECD)の国際会議等での議論や他国の動向も踏まえつつ、必要に応じ測定指標を見直す。 | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| | | | | | 施策の進捗状況(実績)(年度は届出対象年度であり、集計は翌年度に実施される) | | | | | | | | | |
| PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(t)の把握 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量・移動量を指標として設定した。 | |
| | | | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | | | |
| | | | | | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| | | | | | 377,048 | 383,713 | 375,384 | 375,924 | 387,101 | 391,342 | | | | |

| 測定指標 | 基準 | 目標 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---------------------------|----------------|----------------|----------------|--|-------------------------------|
| | | 基準年度 | 目標年度 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | | | | |
| | | | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | |
| 4 化学物質アドバイザーの派遣数 | 過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする | 30年度 | R2年度 | 28 | 27 | 24 | 27 | 24 | 23以上 | 20以上 | PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。 | |
| | | | | 27 | 24 | 23 | 17 | 20 | 16 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | |
| 5 「化学物質の人へのばく露量調査」の進捗状況 | - | - | - | - | - | - | 過年度データの解析の実施・次期調査計画の見直し | 「人へのばく露量調査」の実施 | 「人へのばく露量調査」の実施 | 「人へのばく露量調査」の実施 | 化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、調査の進捗を測定指標として選定。 | |
| | | | | 「人へのばく露量調査」の実施・公表(81人、68物質を対象として調査) | 「人へのばく露量調査」の実施・公表(77人、69物質を対象として調査) | 「人へのばく露量調査」の実施・公表(80人、69物質を対象として調査) | 過年度データの解析の実施・次期調査計画の見直し検討 | 「人へのばく露量調査」の実施 | 「人へのばく露量調査」の実施 | | | |
| 達成手段(開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | | | | | | | |
| (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度) | 298 (255) | 290 (248) | 329 (316) | 315 | 1 | <p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。</p> <p><達成手段の目標> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。</p> | 0246 | | | | | |
| (2) 化学物質緊急安全点検調査費 | 223 (250) | 254 (249) | 248 (227) | 279 | 2 | <p><達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。</p> | 0247 | | | | | |
| (3) PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度) | 150 (124) | 188 (143) | 192 (172) | 249 | 3.4 | <p><達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化管法の見直しの答申を踏まえた対応を適切に実施する。とくに災害時も含めたPRTRデータの活用を地方公共団体に促すため、PRTRデータの活用に係る好事例の発信、PRTRデータの活用に向けた取組を実施する。また、国民、行政、事業者のリスクコミュニケーションを促進する手段として、化学物質アドバイザー制度の活用に向けた同制度の充実を図る。</p> | 0245 | | | | | |
| (4) 化学物質の人へのばく露総合調査事業費 | 94 (88) | 94 (86) | 95 (83) | 96 | 5 | <p><達成手段の概要> 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標> 平成29年度に行った見直しを踏まえ、化学物質の人へのばく露モニタリング調査を着実に実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。</p> | 0293 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 765 (717) | 826 (726) | 864 (798) | 939 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | | | | | | |

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-31)

別紙1

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|-------|------|-------------|---|-------------------|--|------|------|-------------------------------|---|
| 施策名 | 目標6-3 国際協調による取組 | | | | 担当部局名 | 環境保健部環境安全課、環境保健部環境保健企画管理課、水銀対策推進室 | 作成責任者名 (記入は任意) | 環境安全課長 太田 志津子 水銀対策推進室長 須田 恵理子 | | | | |
| 施策の概要 | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約 | | 政策評価実施予定時期 令和3年6月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | |
| POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 1 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数) | - | - | 13物質 | R2年度 | 12 | 12 | 16 | 16 | 16 | 13 | - | ・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき設定した。 |
| | | | | | 16 | 16 | 14 | 20 | 13 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | |
| 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積) 2 | 0 | 27年度 | 10件 | R2年度 | 0 | 2 | 4 | 6 | 8 | - | - | ・水銀による環境リスクの低減のため、世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国側のニーズを踏まえて我が国の技術・知見が活用されたプロジェクトへの貢献で評価するもの。 ・平成26～28年度までに10ヶ国にて調査を実施してきたところ、それぞれの国においてプロジェクトを形成・支援することを想定。1つのプロジェクトの形成に2年要すると仮定し、目標年度を設定した。 |
| | | | | | 0 | 2 | 4 | 5 | 7 | | | |
| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値 | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | | 目標年度 | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | |
| GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む) 3 | 177物質 | 28年度 | 180物質 | R3年度 | - | - | - | - | - | - | 180 | ・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数によってその進捗状況を把握する。特に、有害性情報の更新を踏まえた昨今の再分類の実施状況に鑑み、平成28年度から「再分類を含めた分類物質数」を新たな測定指標として設定している。 |
| | | | | | 180 | 177 | 150 | 172 | 144 | | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 |
|---|--------------|--------------|--------------|-------|----------------------------------|--|--------------------------|
| | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | | |
| (1) POPs(残留性有機汚染物 質)条約対応関係事業 (平成13年度) | 196 (184) | 208 (201) | 223 (215) | 229 | 1 | <p>< 達成手段の概要 > POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。</p> <p>< 達成手段の目標 > 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質13物質群を分析</p> <p>< 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 > 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。</p> | 0249 |
| (2) 国際分担金等経費(平成 10年度) | 86 (53) | 208 (208) | 194 (194) | 194 | 1,2,3 | <p>< 達成手段の概要 > POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るため、水俣条約事務局に対し、分担金及び専門家派遣費用の拠出を行う。</p> <p>< 達成手段の目標 > 適切な資金拠出の実施</p> <p>< 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 > POPs、水銀による環境リスクの削減</p> | 0248 |
| (3) 化学物質国際対応政策強 化事業費(平成21年度) | 24 (26) | 27 (24) | 33 (34) | 37 | 3 | <p>< 達成手段の概要 > SAICM国内実施計画の点検結果や国内外のポストSAICMに向けた検討状況等を踏まえ、総合的に勘案し検討を行うことで、我が国にとって効果的な化学物質管理に係る新たな国際枠組の策定及びその実施に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p>また、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について、新たな知見や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。</p> <p>< 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 > 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。</p> | 0250 |
| (4) 水銀に関する水俣条約実 施推進事業(平成20年度) | 297 (295) | 293 (287) | 319 (307) | 323 | 2 | <p>< 達成手段の概要 > 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うとともに、途上国の水銀に関する水俣条約締結に向けた支援を行う。</p> <p>< 達成手段の目標 > 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)</p> <p>< 施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 > 我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。 また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。</p> | 0251 |
| 施策の予算額・執行額 | 603 (558) | 736 (720) | 769 (750) | 783 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | |

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R2-32)

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--------------|----------------------|-------|----------------------------------|--|-------------------|--------------------|------|------|-------------------------------|--|
| 施策名 | 目標6-4 国内における毒ガス弾等対策 | | | | 担当部局名 | 環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 | 作成責任者名 (記入は任意) | 環境リスク評価室長 山本 英紀 | | | | |
| 施策の概要 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。 | | | | 政策体系上の位置付け | 6. 化学物質対策の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るとともに、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、もって調査対象者の健康不安の解消等に資する。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定) | 政策評価実施予定時期 | 令和3年6月 | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R元年度 | | R2年度 |
| 1 A事案区域等における環境調査等件数 | - | - | - | - | 3 | 5 | 6 | 10 | 5 | 8 | - | 旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 |
| 2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業) | - | - | - | - | 149 | 149 | 147 | 147 | 145 | 145 | - | 健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 令和2年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 29年度 | 30年度 | R元年度 | R2年度 | | | | | | | | |
| 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(平成15年度) | 481 (395) | 467 (375) | 621 (463) | 490 | 1, 2 | <達成手段の概要> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 茨城県神栖市において発生している健康被害について、健康診査、医療費等の支給及び健康管理調査等を実施する。 <達成手段の目標> 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 専門家からなる検討会での意見を踏まえ、緊急措置事業を適切に実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境調査等の実施により、旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止を図る 緊急措置事業の実施により、有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。 | | | | | 0252 | |
| 施策の予算額・執行額 | 481 (395) | 467 (375) | 621 (463) | 490 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | | | | | | |